

【生徒手帳P 17 bの記載より抜粋】

次の感染症にかかった場合は、医師が登校に支障がないと認めるまでの期間を出席停止とします。復帰した場合、「学校の感染症による欠席届」を担任に提出して下さい。

- |     |   |
|-----|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ           |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎                  |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、その他の感染症 |